



高知労働局発表
令和7年10月30日(木)

【照会先】
高知労働局 労働基準部
賃金室長 前田典子
高知市南金田1番39号
電話 088-885-6024

高知労働局による高知県最低賃金改正の 周知イベントの実施について

高知県最低賃金は、令和7年12月1日(月)から1,023円(71円引上げ)に改正されます。11月6日(木)午前7時30分から高知駅において、最低賃金の周知・広報のため、高知労働局長他が高知駅コンコース内にて呼び掛けを行います。詳細は別紙のとおりです。

- 1 日時** 令和7年11月6日(木)
午前7時30分から1時間程度
- 2 実施場所** 高知駅コンコース内
- 3 実施方法** 「たしかめたん」と一緒に、リーフレット、広報用のポケットティッシュの配布
《リーフレットの図案は下図》
- 4 参加者** 労働局長、審議会委員、事務局ほか



高知労働局による高知県最低賃金の周知イベント（詳細）

1 目的

高知県最低賃金の改定（952 円から 1,023 円、71 円引上げ）に係る効果的な周知を図る。

2 実施方法

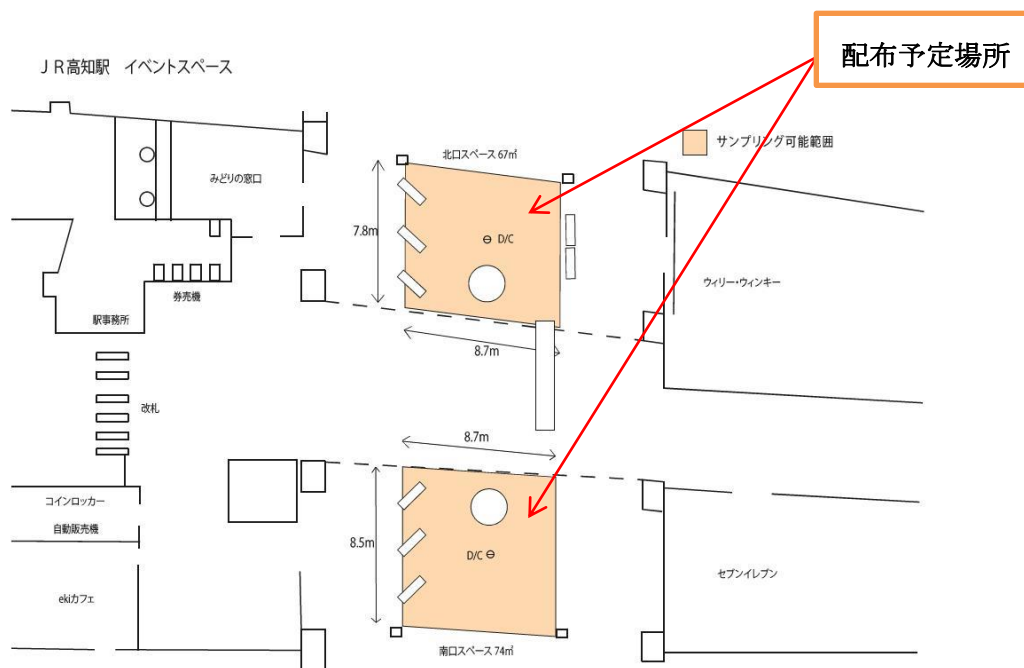
高知駅コンコースにおいて、通勤時間帯の労働者及び通学途上の学生等を対象として、リーフレット、広報用ポケットティッシュを配布し、最低賃金の周知・広報を行う。

3 実施日

11 月 6 日（木） 7 時 30 分から 1 時間程度

4 実施場所

高知駅コンコース内（駅前通路は対象外）



担当職員 高知労働局長、審議会委員、事務局職員 ほか

5 ・事前に各報道機関への取材要請を行う。

・「たしかめたん」も一緒に立ってアピールする。

6 その他

・11 月 1 日～30 日 オーテピア図書館において、最低賃金及び賃金に関する各種制度等に関する書籍やリーフレット等の連携展示を実施する。

ちゃんとチェック!

最低賃金



働く人も、雇う人も、確認を忘れずに☑

高知県 最低賃金

令和7年
12月1日
から
時間額

1,023円

前年比 **UP**
71円

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!

最低賃金に関する
特設サイト



最低賃金 特設サイト

検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
高知労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



高知労働局

検索

賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた支援策
等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ

検索

中小企業事業者
の皆さんへ



業務改善
助成金

最大600万円を助成





働く人も、雇う人も。 必ず確認、最低賃金！

「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、働くすべての人に適用されます。確認したい賃金（※1）と勤務地の都道府県の最低賃金額（時間額）を比較表に記入して、比較してみましょう！（※2）

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。（※2）

A 時間給の方

時間給		円	≥	最低賃金額 (時間額)		円
-----	----------------------	---	---	----------------	----------------------	---

B 日給の方

日給		円	÷	1日の 平均所定 労働時間		時間	=	時間額		円	≥	最低賃金額 (時間額)		円
----	----------------------	---	---	---------------------	----------------------	----	---	-----	----------------------	---	---	----------------	----------------------	---

C 月給の方

月給		円	÷	1か月の 平均所定 労働時間		時間	=	時間額		円	≥	最低賃金額 (時間額)		円
----	----------------------	---	---	----------------------	----------------------	----	---	-----	----------------------	---	---	----------------	----------------------	---

D 上記 A、B、C が 組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が月給の場合

- ① 基本給（日給）→ B の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ C の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額（時間額）

（※1）最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）② 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥ 精進手当、通勤手当および家族手当

（※2）詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

業務改善 助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さん！

賃金引上げを支援する
「業務改善助成金」を活用しましょう！



業務改善助成金とは？ 「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター

詳しくは、こちら

0120-366-440

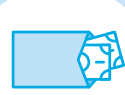
業務改善助成金 検索



1 支給の要件



事業場内最低賃金の
引上げ



引上げ後の
賃金額の支払い



生産性向上に資する
機器・設備などを導入



解雇、賃金引下げ等の
不交付事由がない

設備投資等に
要した費用の
一部を助成

概要を動画で
チェック！



助成金 支給までの 流れ

1



交付申請書・
事業実施計画などを、
事業場がある都道府県
労働局に提出

2



交付決定後、
提出した
計画に沿って
事業実施

3



実施結果
報告書・
支給申請書を
労働局に提出

4



手続きを動画で
チェック！



専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革
推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む事業者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性[®]
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

(R7.9)